

ご存知ですか

国民年金保険料の免除・猶予制度

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口）☎32-2072、または各支所市民生活課

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な人には「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料免除制度 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除となります

若年者納付猶予制度 本人（30歳未満の人）・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます

免除・猶予期間 7月～翌年6月

申請 原則、毎年申請が必要（申請時に翌年度以降も申請を希望した人は、自動的に審査を行います）

持ってくるもの 年金手帳、印鑑（本人が申請する場合は不要）

※失業のため申請するときは、離職票または雇用保険受給資格者証も必要

《免除・猶予と未納はこのように違います!》

免除・猶予期間に関する疑問	保険料の納付状況			
	納付	全額・一部免除	納付猶予	未納
受給資格期間に算入されるの?	○	○	○	×
老齢基礎年金額の計算に算入されるの?	○	△ (一部)	×	×

※老齢年金を受給するためには、原則25年以上の納付が必要です

※一部免除は、免除された保険料を納付しなかった場合、未納と同じ扱いになります

申請はお早めに 昨年度の免除・猶予申請を7月末まで受け付けています



提出してください

児童手当の現況届

問い合わせ先 こども課（津山すこやか・こどもセンター）☎32-2065、または各支所市民生活課

子ども手当が児童手当になったことに伴い「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要となりました。対象者には案内を発送していますので、必ず提出してください。

締め切り 6月29日(金) **提出先** こども課または各支所市民生活課

※所得制限により特例給付になる人も届け出が必要です

※4～5月に児童手当の申請手続きをした人は、提出の必要はありません



策定しました

津山市障害者計画・第3期障害福祉計画

市では「障害のある人が安心し、生きがいを持って生活できる地域社会づくり」を目指して、津山市障害者計画（策定期間：平成24～29年度）・第3期障害福祉計画（策定期間：平成24～26年度）を策定しました。



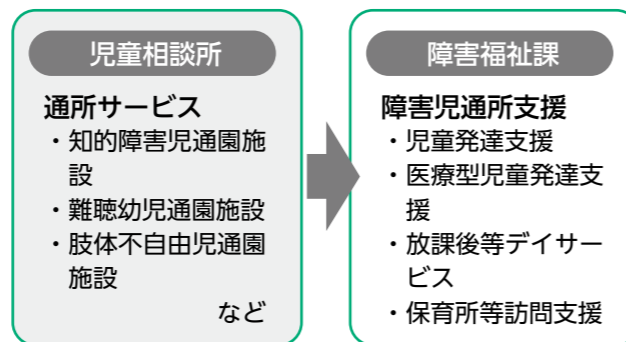
※詳しくは、市ホームページをご覧ください

問い合わせ先 障害福祉課（市役所1階8番窓口）☎32-2067

体系が変わりました

障害のある子どもの支援サービス

障害のある子どもの支援を強化するため、制度が見直されました。この見直しで通所サービスの窓口が児童相談所から障害福祉課になりました。



ご利用ください

市内保育園(所)の特別保育

問い合わせ先 こども課☎32-7028

延長保育

午後7時まで時間を延長して利用できます。

料金 1日200円

※月16回目以降の利用分は無料

一時預かり保育

保護者が用事で保育できないとき、休息したいときなどに利用できます。

対象 おおむね生後6カ月～就学前の子ども

利用条件 原則週3回、月12回まで（半日の利用でも1回とカウント）

料金（基本保育時間：午前8時30分～午後5時）

区分	半日	1日
3歳未満	1,600円	2,100円
3歳以上	1,300円	1,800円

※申し込みは事前に各保育園（所）へ

休日保育

日曜日・祝日に保護者が用事や仕事で保育ができないときに利用できます。

料金 1日2,200円（弁当が必要です）

※申し込みは事前に各保育園（所）へ

病児・病後児保育

実施している保育園（所）での保育中に体調不良になった場合に、当日のみ利用できます。

ただし、症状が軽く急変する恐れのない場合に限りです。

料金 無料



園(所)名	電話番号	延長	一時	休日	病児・病後児	園(所)名	電話番号	延長	一時	休日	病児・病後児
一宮	27-0300	○				総社	23-8233	○	○		○
院庄	28-2475	○	○			高倉ひかり	29-0276	○			
大崎	26-4977	○	○			高野	26-1037	○	○	○	○
加茂	42-3027	○	○			高野第二	26-4368	○			○
公郷	42-2939					田邑	28-2729	○	○		○
久米	57-2501	○	○			田町	22-5553	○			
国分寺	26-2032	○				津山	22-3376	○	○		
KOKKO	24-1011	○			○	津山乳児	22-6942	○			○
作陽	22-4446	○	○	○	○	二宮	28-3245	○			
倭文	57-3021	○				林田	26-2130	○			
勝北風の子	36-8844	○	○			東津山	26-2100	○	○		
城西	22-2408	○	○			広野	29-0036	○			
城東	22-3977	○			○	福岡	22-8053	○	○	○	○
城北	23-0353	○	○		○	やよい	23-0306	○	○		○

(50音順)

市内保育園(所)以外の病児・病後児保育

保育園(所)・小学校(3年生以下)に通っている子どもで、病気回復または病気回復期に至っていないことから、登園、登校ができないときなどに、一時的に利用できます。

ところ こどもデイケアルーム「さくら」(二宮)

時間 診療日の午前9時～午後5時
(土曜日は午後4時まで)

※日曜日・祝日・年末年始・小児科
休診日は休み



料金 1日2,000円（食費400円別途要）

※こども課、または「さくら」に事前登録が必要（過去に利用した人も毎年度登録が必要）

問い合わせ先 河原内科・松尾小児科クリニック
☎28-5570